シェアハウス百花　運営規程の概要等

利用定員	１ユニット９名
利用条件	・要介護又は要支援２の認定を受け、かつ医師より認知症の診断を受けていること ・利用者又は１親等以内の親族が現在、又は過去に１年以上、唐津市に住民票を有したことがあること ・少人数による共同生活を営むことに支障がないこと ・常時医療機関での治療を必要としないこと
サービス内容	・食事、入浴、排せつ、整容、機能訓練等の身体介護 ・買い物や家事など日常の生活を通した機能訓練 ・利用者に対しての必要に応じての相談等の援助 ・日々の健康管理、保健、医療関係者との連携 ・要介護認定等の申請に係る援助 ・その他、日常生活を営むのに当たり必要な援助
利用料金	介護報酬上の負担金額（1 日当り：介護保険 1 割負担の場合） 要支援 2…761 円　　要介護 1…765 円 要介護２…801 円　　要介護 3…824 円 要介護 4…841 円　　要介護 5…859 円 加算関係（1 日当り） 初期加算…30 円（30 日間を限度） 夜間体制支援加算…50 円 医療連携体制加算…（Ⅰ）57 円・（Ⅱ）５円 認知症専門ケア加算…5 円（利用者の状態により算定） 介護職員処遇改善加算Ⅰ…上記の合計額の 18.6%にあたる金額
個人情報について	当事業所の職員（職員であったものを含む）は、業務上知り得た利用者並びに家族の情報について、正当な理由がない限り第三者に漏洩しません。
損害賠償	当方の責任により賠償すべき事故が生じた場合は、速やかに損害賠償を行います。
苦情相談等	苦情、ご意見は速やかに対応し、必要な対策等を講じます。 苦情受付担当者：　管理者　江藤　渉 苦情解決責任者：　代表者　小塚　洋 TEL　0955(53)8520
	・唐津市高齢者支援課　TEL0955-70-0102 ・佐賀県国民健康保険団体連合会　TEL0952-26-1477 ※受付時間：午前８時 30 分～午後５時 15 分 （土・日・祝日、及び 12 月 29 日～1 月３日を除く。） ・第三者委員　脇山秀秋　TEL0955-73-0256
運営推進会議	運営推進会議は最低２か月に１回、実施しています。
記録の閲覧	運営規程・利用契約書・重要事項説明書は閲覧用を準備しておりますので、ご自由に確認ください。

作成日：令和６年６月１日